

伺いますが、この負担割合、それから、このようにしてできた港湾施設というものは、これは国の所有となるのか、管理者の所有となるのか、そういうことから一つ説明をいただきたいと思うのです。

○政府委員(中道峰夫君) この特別会計によりする特定港湾施設の整備事業に關する工事は、この措置法で提案しておりますように、国の直轄工事で先行し、建設は、この直轄工事で行う建前になっております。それで、港湾の公共事業を直轄で行います場合の港湾法の負担割合でございますが、それを申し上げたいと思ひます。

この今回の特別措置法によりする施設は、港湾法の原則に従つてやる建前になっております。これは内地と北海道とでございますが、内地の重要港湾においては、その施設に、水域施設、これは航路、泊地等の施設でございますが、それから外郭施設、これは防波堤等の施設でございます。それから係留施設、これは岸壁等の施設でございます。または臨港交通施設、これは道路、鉄道等でございます。これにつきましては国が工事費の十分の五、つまり五割でございます。それから港湾管理者が十分の五、五割、五割の負担をいたすわけでございます。それから、特定重要港湾のたゞいま申しました水域施設または外郭施設でございますが、これにつきましては国が十分の十以下、十分の五以上という事になっております。それから、港湾管理者が十分の五以下ということになっております。それから、特定重要港湾の係留施設でございますが、これにつきましては国が十分の七・五以下、十分の五以上ということになって

おります。港湾管理者は十分の二・五以上、十分の五以下ということになっております。それから、特定重要港湾の臨港交通施設でございますが、これは国が十分の七・五、港湾管理者が十分の二・五という負担割合になっております。次に、北海道の港湾におきましては、北海道開発のために先行し、港湾工事といたしまして、水域施設または外郭施設につきましては、国が十分の十、港湾管理者が十分のゼロでございます。それから係留施設、臨港交通施設または港湾施設用地につきましては、国が十分の七・五、港湾管理者が十分の二・五ということになっております。これが港湾法でうたつております原則でございます。

そこで、今回のこの特別措置によりまして、負担割合の特例を規定をいたしているわけでございますが、これを御説明申し上げます。

この本法が対象をいたしております工事を、民間資金の活用面から分類をいたして御説明申し上げます。第一は、全然受益者負担金その他の民間資金を財源に見込まない部類でございます。いわゆる輸出港、貿易、輸出を主として扱います港湾の大部分がこれに該当をいたすわけでございます。第二の部類といたしましては、企業合理化促進法という法律がございまして、これに基づきまして、各利益を受けます受益事業者から申請があつた場合に行うものでございまして、受益者の負担金として、国が直接事業者から事前に五割の相当額を徴収することを前提といたしております。第三の部類といたしましては、石炭港湾、及び輸出港湾の中で大阪の鋼材埠

頭、門司のセメント埠頭、下関の肥料埠頭の三カ所でありまして、事業費の二割、これは北海道につきましては一割でございますが、二割相当の特別利益を徴収することを前提といたしております。ただ、この場合に、特別利益は、港湾管理者が一応は立てかえ、工事を先行しまして、施設の完了後、取扱い貨物に対して、トシ当り使用料の形で施設利用者から港湾管理者が回収をするという考え方になっておるわけでございます。

なお、さらに、各項の御説明を申し上げますと、第一項につきましては、ただいま申しました第二の部類、すなわち石油港湾及び鉄鋼港湾におきまして、企業合理化促進法によつて事業費の五割相当の受益者負担金を徴収する場合の負担割合の特例を定めておるわけでございまして、この場合は受益者負担金を差し引きました残額につきましてその五割、すなわち全体の二割五分を港湾管理者が負担するということになっておるわけでございます。第二項及び第三項は第三の部類でございますが、すなわち石炭等の港湾等でございますが、申しました特別利用料として事業費の二割相当額を徴収するものについての特例をきめておるわけでござい

ます。これらの工事は、この特別利用料徴収分相当額を一応港湾管理者が立てかえて、事後回収するという考え方になっております。二割相当分が港湾管理者の負担分に算入されます筋合が港湾法の原則に對しまして、この点が違つておるといふ次第でございます。以上が、国、管理者、あるいは受益者、つまり民間資金の負担割合の点につ

いての御説明を申し上げた次第であります。

次に、この施設が完了いたしました後の処理でございますが、これは港湾法によりまして、できた施設は港湾管理者に管理譲渡をするという建前になっております。つまり、あくまで港湾法によりまして処理をするという建前になっております。

○樺葉夫君 ただいまの施設の完了後の処理は、港湾法に基いて管理者の所有に移すということでありまして、そのように了解いたしました。多くの港湾は、大抵地方公共団体が管理者となつておる。それから、たとえば名古屋の市、県、市と組合管理をやつておるような所もある。その場合、いずれでありましても、この法律によると、この事業完了後はその管理者の所有に帰する。従つて、国有財産とはならない、こういうことであります。

○政府委員(中道峰夫君) ただいま申しましたように、港湾法によつて処理いたしますのでございまして、港湾法によりまして、完了後の施設は港湾管理者に管理委託をするということになっておるわけでございまして、所有権は国でございまして、管理委託をするという建前になっております。

○樺葉夫君 管理委託が港湾管理者であつて、その事業完了後の施設とか何とかというものの所有は、国の財産となるということですか。

○政府委員(中道峰夫君) その通りでございます。

○樺葉夫君 そういたしますと、これは今たくさん種類のあることを伺いましたが、事業費の、大ざつぱにいうと、国が五〇%のものもありますが、

管理者が四割、受益者が大体二割というふうな御説明でありましたが、しかも、その事業費の受益者が負担すべき二割の立てかえまで何か港湾管理者が行うというふうな事になっておると思いますが、そういうことなんですか。

○政府委員(中道峰夫君) やはり管理委託をするということになっております。港湾法によりまして。

○樺葉夫君 私がお聞きしているのは、管理委託でありまして、でき上つた施設は国有財産となり、その管理を管理者に委託をする、それはわかつた。わかつたのでありますが、事業費の受益者負担分まで管理者である公共団体が立てかえ払いをしななければならぬというふうなきめがあるのかのごとく、御説明でもあります。資料によつてもそういうふうになっておるのではありませんか。

○政府委員(中道峰夫君) そういうふうになつております。これは、港湾法によりましてなつておるわけでござい

ます。○樺葉夫君 そうしますと、鉄鋼港湾の事業費に一つ例をとつてみますと、六割相当額を管理者が負担をして、これが地方財政に對して非常な重荷となり、圧迫を加へることは明らかです。これは大蔵省、よく聞いておきなさいよ。そういうふうにして、受益者が負担すべきもので立てかえさすということになると、事業費の六割をほとんど管理者が負担しなければならぬ。その結果、地方財政に及ぼす影響、圧迫というものは、これはもう相当のものですよ。こういうことを大蔵省は、港湾法にきまつておるのか知りませんが、

ほんとうにやっぱりそういうふうにしてやっていくつもりですか。そのようにしてでき上った施設が、これは国のものだ、管理だけお前にまかせ、こういうことで港務行政の推進ということになりますかね。

○政府委員(小澤孝次君) お答えいたします。問題は、大きく分けると二点あると思いますが、工事をやつたあとの問題、それから工事をするに際しての取りきめといいますが、負担割合の問題、こういうことに分けられると思います。まず負担割合の問題でございますが、これは、先ほど港務局長からお話がございましたように、今回の特別措置法では各種の形態があるわけですが、鉄鋼、石油というふうなものにつきましては、先ほどもお話がありましたが、業者の方が受益者負担金といたしまして半分は持つというふうになります。その半分を持つた分につきましては、これは受益者が特別会計の方に半分の金をその工事の実施中に入れるわけでございます。あとの残りの分が国と地方と半々になるわけでありまして、すなわち、二割五分ずつになるわけでありまして、国はその二割五分相当額を一般会計から現ナマを直ちにに入れるわけでありまして、それから、港務管理の負担分の二割五分につきましては、これは御承知のように、交付公債でございます。直ちに金を出すわけではございませんで、交付公債によりまして、事業の終わった翌年の四月一日におきまして——四月一日といいますが、翌年度におきまして国に納付する、こういうことになっております。で、その交付公債の条件は、これは一般的には三年据え置ききの十年になつておりますが、この特定港務関係の港務管理者負担分につきましては、交付公債の条件としては、これは三年据え置きの十二年、普通の交付公債よりも二年間延ばす、こういうふうな地方財政の負担軽減の見地から、そういう措置を講ずる予定でございます。そういうふうな面におきまして地方財政の關係は配慮しておるわけでございます。そうしてその間、それは石油、鉄鋼というふうな場合でございますが、それから石炭の場合でございますが、これは先ほどお話をいたしましたように、事業費のうち四割を国が現ナマで出します。六割につきましては、これは先ほどと同じように、交付公債で出していく。これもやはり据え置き期間を含めて十五年、それで分割償還をしていただくわけでございます。

その場合に六割というふうなおかしいじゃないかという御疑問があると思いますが、これは一つの技術的な見地から、石炭というふうなものにつきましては、これは特に石油、鉄鋼というふうなものとは違ひまして、ある程度不特定性はございます。特別利用料という形で徴収しなければならぬ。そういうたしなすと、これは港務管理者に、でき上った工事というものは港務管理者に管理委託するわけでございますが、その港務施設につきましての管理権限というものは港務管理者が持つてゐるわけでありまして、従ひまして、その業者負担として二割を、特別利用料としてとるものは、現にこの特別利用料以外に、港務管理者としては、施設の利用につきまして、いろいろな名目で手数料的なものとか、使用料的なものとか、そういうものをとつてゐるわけ

でございます。そういうものと合せて特別利用料をとるというところが、実際上の事業費の二割を回収するといふ見地からいって、非常に実際的である、そういうふうな見地から、建前としては二割が事業者負担、それからあとの残りの半分ずつ、四割、四割は国と港務管理者が負担するといふ実態があるわけでございますが、技術的には国が四割、港務管理者は六割、しかしその二割分につきましては特別利用料としてとる、こういう形にするのが適当じゃないか、こういうふうな見地でやつておるわけでございます。もちろん、先ほどお話しいたしましたように、六割という形になりまして、その六割分については交付公債で、今の予定では十五年で償還できるように予定してゐるわけでございます。その二割分につきましては、それに見合うような特別利用料を定めまして、そうして徴収していくことが出来ます。こういうことになっております。

○樺葉夫君 それはわかるのですが、工事費の受益者が負担すべき二割について、管理者に立てかえ支払の義務を課してゐる。そうすると、管理者である地方公共団体は、事実上これは六割を、あとで受益者から二割は徴収するにしても、負担をしなければならぬといふことになる。それからさらに、今の、たとえば港の浚渫でありますとか、上屋、野天の置場ですとか、あるいは荷揚げ機械とかといふふうなものを施設することによつて、利用者に対して使用料をとつてゐるわけでありまして、その上に、今回は輸出港である石炭港務におきましては、工事費の二割に相当するものを利用者

の方が負担を義務づけられるわけでありまして、何という経費になりますかね、港務を利用するための経費が著しく高くなる。現在でさえもつと下げてほしいというのが業者の声なんです。それを、今までの使用料のほかに、新たに特別利用料というものを二割課するといふことになる、業者の負担は重くなる、ひいてはそれがやはり産業経済の上に大きくこう私がかぶさつてきて、結局、この利用者から事実上の徴収ができなくなつて、管理者である地方公共団体は、この法律の命ずるところに従つて、六割を自発的に、使用者から徴収をしないで、自発的に国の方へは六割を納めなければならぬ、こういう結果になることを予想しなかつたか。港務当局者はそういう点について、港務利用者に対して大した影響はなからうといふふうにお考えになつて、こういう案を出されたのですか。港務当局の意見を聞きます。

○政府委員(中道峰夫君) ただいまのお話の二割の負担でございますが、この法律では特別利用料と称してゐるわけでございます。これにつきましては、お話のように、港務管理者に特別な負担になるのではないかと、この点につきまして、いろいろ実は検討をいたしまして、また港務管理者ともよく協議をいたしたわけでございます。実際問題といたしまして、この二割を徴収いたします港は、大阪の鋼材と門司セメントのほかに、大部分が石炭関係の施設でございます。

それで、場所によつて多少の相違がございますが、石炭の施設等におきましては、現在の施設がすでにもう一ぱいになつてゐるわけでございます。今後増産等によりまして、相当大幅の貨物が港務に集中することが予想されますので、この計画を立ててゐるわけでございますが、このまま放置いたしますといふと、それらの貨物はどうしても沖荷役等の非常に不経済な荷役をやらざるを得ないといふふうな事態になつてくるわけでございます。また、今度やります新しい施設と、現在行われております施設との間には、今度の施設は相当近代化した、かつ優秀な荷役、能率的な荷役が行われるような施設となる計画をいたしておりますので、沖荷役等の非常に不経済な荷役になりまして、相当現在よりも荷役料金がかさむわけでございます。それらを考えますといふと、二割程度の工事費をまかなう程度の財源をそれから徴収することは、全体の港務の運営なりあるいは荷役料金の全体に對しまして、それほど大きな影響を与えるものではないといふふうに考えて、先ほど申しましたように、港務管理者とも協議をいたしまして、それからこの法律にも書いてございますように、港務管理者と協議をいたしまして、その協議の上で実施の段階に移すということにいたしておるわけでございます。

○樺葉夫君 私は日本の重要港務といわれる多くの港を存じませんけれども、私の知つておりますたとえば大阪港のごときは、今局長のお話のような石炭でありますとか鉄鋼でありますとか、沖の荷役をしなくとも接岸荷役ができるようになっておりますし、さらに十カ年計画も、二十三年でしたか、立てまして、以後修築計画もだいたい進んでおりますので、なるほど局長のお話のように、沖の荷役をやつて、はしけに積んで、それから陸揚げするとい

物が港務に集中することが予想されますので、この計画を立ててゐるわけでございますが、このまま放置いたしますといふと、それらの貨物はどうしても沖荷役等の非常に不経済な荷役をやらざるを得ないといふふうな事態になつてくるわけでございます。また、今度やります新しい施設と、現在行われております施設との間には、今度の施設は相当近代化した、かつ優秀な荷役、能率的な荷役が行われるような施設となる計画をいたしておりますので、沖荷役等の非常に不経済な荷役になりまして、相当現在よりも荷役料金がかさむわけでございます。それらを考えますといふと、二割程度の工事費をまかなう程度の財源をそれから徴収することは、全体の港務の運営なりあるいは荷役料金の全体に對しまして、それほど大きな影響を与えるものではないといふふうに考えて、先ほど申しましたように、港務管理者とも協議をいたしまして、それからこの法律にも書いてございますように、港務管理者と協議をいたしまして、その協議の上で実施の段階に移すということにいたしておるわけでございます。

物が港務に集中することが予想されますので、この計画を立ててゐるわけでございますが、このまま放置いたしますといふと、それらの貨物はどうしても沖荷役等の非常に不経済な荷役をやらざるを得ないといふふうな事態になつてくるわけでございます。また、今度やります新しい施設と、現在行われております施設との間には、今度の施設は相当近代化した、かつ優秀な荷役、能率的な荷役が行われるような施設となる計画をいたしておりますので、沖荷役等の非常に不経済な荷役になりまして、相当現在よりも荷役料金がかさむわけでございます。それらを考えますといふと、二割程度の工事費をまかなう程度の財源をそれから徴収することは、全体の港務の運営なりあるいは荷役料金の全体に對しまして、それほど大きな影響を与えるものではないといふふうに考えて、先ほど申しましたように、港務管理者とも協議をいたしまして、それからこの法律にも書いてございますように、港務管理者と協議をいたしまして、その協議の上で実施の段階に移すということにいたしておるわけでございます。

物が港務に集中することが予想されますので、この計画を立ててゐるわけでございますが、このまま放置いたしますといふと、それらの貨物はどうしても沖荷役等の非常に不経済な荷役をやらざるを得ないといふふうな事態になつてくるわけでございます。また、今度やります新しい施設と、現在行われております施設との間には、今度の施設は相当近代化した、かつ優秀な荷役、能率的な荷役が行われるような施設となる計画をいたしておりますので、沖荷役等の非常に不経済な荷役になりまして、相当現在よりも荷役料金がかさむわけでございます。それらを考えますといふと、二割程度の工事費をまかなう程度の財源をそれから徴収することは、全体の港務の運営なりあるいは荷役料金の全体に對しまして、それほど大きな影響を与えるものではないといふふうに考えて、先ほど申しましたように、港務管理者とも協議をいたしまして、それからこの法律にも書いてございますように、港務管理者と協議をいたしまして、その協議の上で実施の段階に移すということにいたしておるわけでございます。

うような港を考へて、そうして今度の輸出港、石炭港の事業が進んでいくと、機械化もするし、港施設そのものが近代化してくるから、能率も上る、管理者の収入も多くなる。だから、そう、沖の荷役をやつておること、を思へば、利用者に二割の工事費を負担しても重くないだろうと言われるのですが、そういう港ばかりではございませぬ。それにもかかわらず、利用者に対して工事費の二割を負担させ、しかも、工事の進捗に従つて納めなければならぬものは管理者が立てかね払いをしなければならぬというような義務を課することは、地方財政をこれ以上圧迫することにもなるし、なお、現に利用料をとつてゐるわけ

です。いろいろ、政務次官、あなたも御存じのように、いろいろ港の利用料というものを管理者はとつてゐるわけですが、その上にこれがかぶさるわけですから、その結果は、何といひますか、輸送費というか運賃というか、その方に大きくくうりものがはね返つてきて、一般の産業経済にも私はやつぱり影響が大きいんじゃないか、こう思うので、今お話を聞くと、管理者は得心しておるといふことでありますけれども、おそろくこれは皆さんのところに呼びつけられて、どうだろう、こういふふうにしなれば大蔵省聞かぬのだからといふことを中心にしてお話しになると、いろいろのことでもんどうを見てもらつておるから、地方団体はしぶしぶ聞いておるかもしれないけれども、最近の税制、それから中央と地方との財政状態から考えますといふと、地方財政には非常なこれは負担で

すよ。しかも、業者の方ではもつと現在の港利用料の引き下げをも要望しておる。それにこいつをくかぶせるといふことになりまして、利用者の方から徴収することが困難になつて、ついには地方団体、地方公共団体である管理者がそれこそ六〇％の代払いをしなればならぬといふふうなことになる。そのことを港管理者は心配しなかつたか。大蔵省は、これ以上負担を軽減して、物価と産業に対する影響などを考へて、もう少し国の負担分を多くして実際の管理者や利用者の負担を軽くするといふことを考へなかつたか。そのことをもう一度、大蔵省と港当局者から御返事を求めたいと思ひます。

○政府委員(小瀬孝次君) お答えいたします。地方財政の問題とそれから業界負担の問題、こゝういふ二点に分けられるわけですが、まあ先ほど来申し上げておりますように、この特定港施設工事を実施するに当りましては、港管理者とよく協議をいたしまして、そうして具体的な計画を考へた上で実施する、もちろん港管理者の方からの申し出がありまして、それでお互いに話し合つてやる、納得すべくやるといふのがこの法律の建前でございます。その場合におきまして、先ほど申しましたように、港管理者の負担分は特別利用料をも含めまして六割といふことになつておりますが、それを十五年間の交付公債で納めればよろしいといふことになりま

す。そういたしますと、大体港の、当該港におきます取扱数量といふものを想定いたしまして、そうしてその十五年の範囲内であるべく安全をとりながら確実に回収できるといふような点を十分検討いたしまして、そうしてそういう具体的な計画を考へた上で工事に着手するわけでございますから、万々そういうことはない、地方財政にしが寄るということはないと思ひます。それで、現実には特別利用料をとつて、それで大体国の方に納めます。ただ、三年据置き十二年の分割納付ができるだけの財源的な措置は十分可能であると思ひております。

ただ、これは相当長期の将来にわたる問題でございますから、客観的な情勢を見まして、取扱い量が、取扱量のトン数が減つてくる、あるいはそういうふうなことも全然考へられないことではないわけでございます。そういうような場合にはどうするかという問題でございますが、これにつきましては、われわれ政府の内部におきまして、そういう場合にはそのときの状況に応じて対処していく、こゝういふような話し合ひはしておるわけでございます。それから、業界負担の問題でございますが、国で特別会計をこしらへまして、国が直轄でこゝういふ事業をやつていくと、相当の近代化、合理化が行われるわけでございますので、今まで、何といひますか、非近代的な港の利用の形態といふものに比較いたしまして、たとい二割程度の工事費を実質的に分担いたしまして、総体としては相当合理化される、このようにわれわれとしては考へておる次第でございます。

を作つたわけでございます。特に石炭等の荷揚げにつきましては、不特定の多数の利用者からそれらの特別利用料を徴収するといふふうなことになるので、十分間違ひのないように、遺漏のないようにいたしたいと思つておりますが、この管理者に対する負担増という問題は、たゞいま大蔵省の方から御説明がございましたように、その徴収の実績等も十分考へまして、もしその徴収の事態が非常に困難、あるいは相当これを延期しなければならぬといふふうな場合には、関係の省で相談をしようといふふうな話し合ひもしておるわけでございます。

○政府委員(中道峰夫君) この二割の利用料の徴収の問題につきましては、従来港法にございませぬ新しい特例を考へておるわけでございます。持つておるか、伺います。この港行政の統一あるいは改善の問題につきましては、現在行政管理局等におきまして種々検討が加えられておるわけでございますが、港当局といたしましては、終戦後混乱をいたしておりました港行政を統一し改善をするために最善の方法を見出すといふことで、相当の長時日にわたつて現行の港法を制定をいたしたわけでございます。私たちがいたしましては、現行の港法が最も進歩した港行政のあり方であるといふふうに考へておるわけでございます。

持つておるか、伺います。この港行政の統一あるいは改善の問題につきましては、現在行政管理局等におきまして種々検討が加えられておるわけでございますが、港当局といたしましては、終戦後混乱をいたしておりました港行政を統一し改善をするために最善の方法を見出すといふことで、相当の長時日にわたつて現行の港法を制定をいたしたわけでございます。私たちがいたしましては、現行の港法が最も進歩した港行政のあり方であるといふふうに考へておるわけでございます。

今回の行政審議会の答申に対しましては、昨日実は参議院の運輸委員会で、運輸大臣から御答弁を申し上げたのでございますが、運輸大臣は、港管理者の現在の機構についてはこれを變えることはいたしません、現在の港の管理者のまま、そのまゝこれを存置していくといふふうに、はつきり申されておるわけでありまして、

なお、港の行政の改善につきましては、そのほか、私どももいたしましては、窓口行政の改善、つまり実際の港を利用する各業者の方々が最も便利であるといふことが主眼でございますので、それをいたしますのには、どうしても合同庁舎等の方法によつて、港で行われております業務を、一カ所で処理できるようにするの、現在の実情を改善する最も最善、最も大事な方法であるといふふうに考へるわけでありまして、

で、お説のように、港の行政と申しましても、港の管理者が行なつておりますいわゆる營造物行政、それか

ら国が行なつております税関、あるいは動植物、入国管理、検疫等の業務がございます。それで、先ほど申しましたように、港湾管理者の管理業務行政は、現在の機構を改定するものではございません。もちろん、機構は変革いたしませんでも、これをさらに育成強化するということは当然考えられると思ひます。それで、その他のいわゆる国が行なつております業務については、終戦後以来、動植物その他入国管理、検疫等につきまして、指定されております港湾の数も少うございますし、それからそれらの業務を行う役所が、港湾地帯でいろいろな関係上、散在をしておるわけでありまして、従つて、この利用者に対して非常な不便を与えておる。それから、いろいろな手続事務につきましても、いろいろな役所がございますので、それらに提出する書類がまちまちであり、また提出する場所も違ふというふうなことでございまして、それらの様式等もできるだけ統一化し、同一のものと同じ形式にして、簡便にこれが済むようにしたいというふうに考えておるわけでありまして、ただ、それらの業務は、いずれもいわゆる縦割りの業務でございまして、横に直接関係はないわけでございます。従つて、一番大事なことは、あちこちに書類を回したり足を運んだりする必要はないということで、現実の問題として一番不便を痛感されておるわけでございますので、どうしてもこれは合同庁舎のようなものを作りまして、その中にそれらの業務をまとめまして、そこへ行けば、一定の様式に従ひ、各種のそれらの業務が全部果せるというふうにいたすことが一番大事

なところじゃないかというふうに考えるわけでございます。

なお、戦前は、それらの業務は、港湾管理者もございまして、海運局等の出先もございまして、税関において委任を受けて一括してやつておるといふのが戦前の状況でございまして。しかし、戦後は、港湾管理者もでき、港湾法も制定されて、いわゆる港湾の管理行政、そういうものが現在確立いたしておるわけでございます。その線に沿つて、港湾の統一なり改善を考へていくべきものだというふうに考へておるわけでありまして。

○樺葉夫 委員長、ちよつとお願いしますが、委員会開会のときには定数がそろつて、それから何か採決をするというときにはまた急にふえて、質問しているときにはこの状態ですが、ちよつとそろえてくれませんか。

○委員長(加藤正人君) 今、予算委員会が始まるので……。こちらも大切ですが、向うも大切で、一応予算委員会を充足させるために行つたのですから、ほどなく歸つて来ます。

○樺葉夫 それじゃ、歸つて来てもらつて下さい。成立してない委員会では質問をするのは、私はいいです。しばらく質問を留保しますから、その間に一つそろえて下さい。お願いいたします。

○委員長(加藤正人君) それでは、速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(加藤正人君) 速記をつけて下さい。

○樺葉夫 其の港湾局長の御説明で、きのう運輸委員会が大蔵が、この答申案に対する考へ方、それから港湾

行政の改善ということについて、御方針を述べられたことをただいま伺ひまして、私も安心をいたしました。ここで再確認をしたいと思います。港湾法に基いて現行の港湾管理者というのがあるのだから、この機構の改定は行わない。答申案でいう港湾機能の改善ということについては、その政府関係機関の一元化といひますか、まあ二元化になるかわからぬが、政府関係機関の合同庁舎のごときものを考へて、そして港湾利用者の便を促進する、こういうふうに、港湾小委員会の答申を將來考へていく。決して現在の、歴史もあり伝統もある港湾管理者の地位を變更したり、あるいは機構の改定を考へたりはしない、という御見解と方針でありますか。

○委員長(加藤正人君) ただいま委員の異動がありましたから、報告いたします。ただいま西川甚五郎君が辞任をされ、その補欠として田中茂穂君が委員に選任されました。

○政府委員(中道峰夫君) お話の点は、ただいま申し上げましたように、昨日運輸大臣が申しました通りでございます。機構改善につきましては、港湾当局といたしましてそういう線を出しておるわけでございます。これはなお、現在、行政管理局等で審議されておる現段階だと存じております。

○樺葉夫 港湾特別会計ができて、そのうち政府から若干港湾の施設整備に金を直接出すことになる。そこで、大蔵省が金を出すのだから、この際にもそのものを入れるところを一つ拡大しようというので、大蔵省が、行政審議会の港湾小委員会などの答申もあ

るので、この機会に一つ地方の港湾管理者の管理運営の権限まで政府機関で握るようにならねばいかぬと、何のために金を出すのだということ、大蔵省はえらい張り切つておるといふ話を聞いて、港湾管理者の方では大へん心配をしておりますが、政務次官、ちよつと御方針を聞きたい。

○政府委員(佐野廣君) いや、大蔵省といたしましては、別にそういう趣旨において大それたことを考へては毛頭ありません。先ほど来お話がございまして、あくまでも利用せられま

す方々の利便、こういうことが第一番でございます。国内的にいたしましては、外国船の出入りにいたしましては、これが第一番でございます。従ひまして、行政管理局に対する答申でございますが、行政審議会の答申、こういうものももちろん尊重いたさねばなりませんし、その線に沿ひまして、なお研究を要する点がたくさんあるようにございまして。今の機構の問題にいたしましては、あなたの御心配の向きは、あるいはそれぞれの出先機関を一本にして大蔵省が握ろうというふうな考へを持つのではないかと、いろいろな考へが御心配の筋かと思ひますが、そういうことは、特にこれを一元化して握つていこうと、こういうふうなことを考へてはおりません。先ほど申し上げましたように、あくまでも利用せられます方々の利便、これが第一であります。同時に、この業務の簡素化、こういうことも必要でございますから、いろいろ検討はいたされるでございまして、將來におきまして、し

かし、そういう意味におきまして、今運輸省の方で申しました合同庁舎、

こういうふうなことも一つの案だと思います。私見につきましては、私も意見がございまして、そういうことも一つの考へられる大切な問題だと思ひますが、あくまでも行政審議会の答申をもとにしまして、なおこれから検討を要する点が非常に多いのでございまして、大蔵省がその権限をふるうというふうな意味において、これをやつていこうというふうなことは、もちろん考へておるわけではございませんし、結論がまだ明確に、具体的に出ておるという段階でもございませんが、あくまでも簡素化、利用者の利便、こういうふうなところに沿つてやる考へでございます。

○樺葉夫 私は、ただいまの政務次官並びに運輸当局の御答弁を信頼して、いかに行政審議会から、この七大港湾の国の直管論というふうなものといひます。たまたまお考へのように、どこまでも利用者の利便ということを中心にして、そのためには数多い政府関係機関の動向、ひいては合同庁舎のごときものも考へになるというふうなことは、非常にけっこうであります。同時に、この港湾管理者の地位を變更たり、その機構の改革を考へたりするより、なにかのこを、強く希望しておきます。

で、お尋ねをいたしますが、衆議院の運輸委員会、それから参議院の運輸委員会におきまして、ただいま私も審議中のこの特別会計法案の基礎ともなるべき特定港湾施設整備特別措置法ですか、この法案の可決に當つて、たまたま同じ付帯決議がつけられております。私は、先ほど心配いたしましたよ

りに、設備費の二割を利用者に負担せしめ、そのことは結局港灣使用料の増高を来たすことであるから、港灣管理者は利用者負担分まで徴収をし、また困難になればそれさえも立てかえ払いをしなければならぬ。このことの地方財政に及ぼす影響の重大さを考えて、「港灣管理者の財政負担の軽減を図ること」ということが、いずれも両院の運輸委員会付帯決議に付されておるわけでありすが、ただいま御説明のありましたこの法案を、今回これを通すとしても、この付帯決議にこたえるために、たとえば来年度どういうふうにするとか何とかというふうなお考えがあれば、この際一つ、大蔵省と港灣当局から、聞いておきたいと思ひます。

重ねて申し上げますが、衆議院の運輸委員会では、「港灣管理者の財政負担の軽減を図ること」といい、参議院、本院の運輸委員会では、「特別利用料徴収に關して再検討を為すこと」ということを付帯決議にして、それぞれ政府はこれに答へる旨答へられたと聞いております。そこで、これについて一体どういふ考えをお持ちなのか、大蔵当局、それから港灣当局の、両方から一つ……。

○政府委員(佐野廣君) 今、椿委員のお読み上げになりました衆議院の付帯決議案は、私まだ拝見いたしておりませんが、はなはだ恐縮でございますが、衆議院におきまして多分大臣が政務次官が答弁したと思ひますが、付帯決議案につきましては、当然尊重しまして、できるだけ御趣旨に沿うようにいたさねばならぬ、かように考えております。

○政府委員(中道峰夫君) 衆議院並び

に参議院の運輸委員会におきまして付帯決議がされたわけでもございまして、運輸省といつたしましても、この御趣旨に沿ひまして、できるだけ善処したいというふうな考えをおるわけでもござい

○政府委員(佐野廣君) ただいま椿委員の方から衆議院の付帯決議のことを大へん繰り返し御力説になりましたが、参議院の方におきましても、実体法において付帯決議案ができていますのでございまして、これはあわせての答弁と御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(加藤正人君) 他に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて差しつかえございませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○椿委員 消極的に賛成の意見を申し述べます。

内容は、先ほどから指摘いたしましたように、輸出港灣、石炭港灣等の事業建設費を、国が四、港灣管理者四、利用者二というふうな割合にいたしまして、現在の港灣使用料の上にこの特別使用料というものを課することになっておりますが、これは現在以上に運賃を高くすることは産業界等への影響を与えるであらうことを私は思ひますので、この種のものは、もう少し国の負担分といふものを多くすることによって、管理

者なり港灣利用者の負担の軽減をはかる必要があると思ひます。ただいま政府からそういう趣旨に沿つて善処

をしたい、こういう言明がありますので、これを信頼して、ただいまの御説明が具体化するようについで配慮を望みます。私は本案に賛成をいたします。

○委員長(加藤正人君) 他に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。特定港灣施設工事特別会計法案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(加藤正人君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきまして、は、先例によりまして、これを委員長に御一任を願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(加藤正人君) 御異議ないものと認めます。よつてさう決定いたします。

加えられても残つていふことは当を得たことではありませんが、修正をすることについては、これはもちろん賛意を表する次第でありますし、それからもう一つは、たとえば国税の優先権というより問題があつて、私債権の持ち主であつても、一年間の間は国税が優先をするために、非常に心配をしなければならぬというようなことがこの法律の改正によつてなくなるとは、国民のいわば一般的な権利といふものを伸ばす意味において、非常にこの点についてはこれまた私どもは賛成をするわけでありまして、特に、この法律は二百九条に上る膨大な法律でございますので、これだけの膨大な法律であると同時に、あわせて国民の権利や私法に關係する問題もありませんから、十二分に論議をしなければならぬことはもちろんでありますけれども、ただ、特にこの法律の中で、付則の中に、この法律が公布をされてから施行されるまでの間の效力月間の特例といふものも載せられておりますし、そういう意味では、一日も早くこの法律が通らなければならぬというようなことも十二分に私も考慮いたしますので、できる限り質問も簡単にしまして、この法律に賛成したいと思ひるのであります。

そこで、まず第一に、私お尋ねをしたいのは、具体的な数字の問題でございますが、調査室の方から私も願ひをして作つてもらった資料によりますと、最も近い年度の滞納の状況でございますが、三十二年度においては九千八百億強の徴収決定額に対して八百八十六億の滞納額といふものが発生しているといふことになっておるのであります。

○説明員(吉田二郎君) 滞納発生額は、その年度の初めから申告がございまして、三月十五日に所得税でございまして申告がございまして、これが納期限までに納められないと、それで滞納発生になるわけですが、そうしてそれが翌年度に繰り越されて参りまして、それにその滞納発生額と書いてござい

ますのは、その年度中に発生をして、もちろんその中でだんだん納まつて消えていくものもございまして、発生した額の累計でございまして、申告に対する発生額、さらに更正決定がございまして、それに対して納期限までに納めなかつたもの、それぞれ入つておるわけでございます。

○大矢正君 この滞納の一番多いのは、申告所得税の四〇%というものが三十二年度の数字に現れておりますけれども、この四〇%の滞納が申告時においてあるといふことは、裏を返すと、六〇%程度しかその時期においては収納されていないということになると思ひますが、残された四〇%というものは、もちろん究極には滞納の処分をしなければなりません、その処分をする以前に、差し押さへあるいは換価処分の以前において、どの程度の期間にどの程度の取納が現実には行われるのか、この点、年々違つては行かれない、平均どの程度か、お答えいただきたい。

りますが、これはもちろん平均してであります。そこで、この金額は、滞納発生額は三月十五日の一般的な申告の時期の時点において判断をされた数字であるのか、修正決定、更正決定を含んだ以降における数字なのか、この点、まず聞いてみたいと思ひます。

○説明員(吉田二郎君) 滞納発生額は、その年度の初めから申告がございまして、三月十五日に所得税でございまして申告がございまして、これが納期限までに納められないと、それで滞納発生になるわけですが、そうしてそれが翌年度に繰り越されて参りまして、それにその滞納発生額と書いてござい

ますのは、その年度中に発生をして、もちろんその中でだんだん納まつて消えていくものもございまして、発生した額の累計でございまして、申告に対する発生額、さらに更正決定がございまして、それに対して納期限までに納めなかつたもの、それぞれ入つておるわけでございます。

○大矢正君 この滞納の一番多いのは、申告所得税の四〇%というものが三十二年度の数字に現れておりますけれども、この四〇%の滞納が申告時においてあるといふことは、裏を返すと、六〇%程度しかその時期においては収納されていないということになると思ひますが、残された四〇%というものは、もちろん究極には滞納の処分をしなければなりません、その処分をする以前に、差し押さへあるいは換価処分の以前において、どの程度の期間にどの程度の取納が現実には行われるのか、この点、年々違つては行かれない、平均どの程度か、お答えいただきたい。

りますが、これはもちろん平均してであります。そこで、この金額は、滞納発生額は三月十五日の一般的な申告の時期の時点において判断をされた数字であるのか、修正決定、更正決定を含んだ以降における数字なのか、この点、まず聞いてみたいと思ひます。

○説明員(吉田二郎君) 滞納発生額は、その年度の初めから申告がございまして、三月十五日に所得税でございまして申告がございまして、これが納期限までに納められないと、それで滞納発生になるわけですが、そうしてそれが翌年度に繰り越されて参りまして、それにその滞納発生額と書いてござい

ますのは、その年度中に発生をして、もちろんその中でだんだん納まつて消えていくものもございまして、発生した額の累計でございまして、申告に対する発生額、さらに更正決定がございまして、それに対して納期限までに納めなかつたもの、それぞれ入つておるわけでございます。

○大矢正君 この滞納の一番多いのは、申告所得税の四〇%というものが三十二年度の数字に現れておりますけれども、この四〇%の滞納が申告時においてあるといふことは、裏を返すと、六〇%程度しかその時期においては収納されていないということになると思ひますが、残された四〇%というものは、もちろん究極には滞納の処分をしなければなりません、その処分をする以前に、差し押さへあるいは換価処分の以前において、どの程度の期間にどの程度の取納が現実には行われるのか、この点、年々違つては行かれない、平均どの程度か、お答えいただきたい。

私債権というものが同調するのじやなくて、むしろ現状の問題として劣後するという結果が出てくるのじやないかという気がするんですよ。その方がいいのだという意味じやなくて、あるいは悪いのだという先入感に立つて言うのじやないが、現実的にはそういう事態になるのじやないか。そうすれば、質権、抵当権という問題について、かりに優先はしない、同調程度の考え方であっても、最終的には現状に照らしてみれば劣後するという結果にはなりませぬか。そういう点の心配はないものですか。

○説明員(吉国二郎君) 現在でも、破産法の場合でございますとか会社更生法の場合の租税債権がどういう地位にあるかと申しますと、租税債権の中でも一定のものは会社更生の場合共益債権になりますけれども、あとは更生債権になります。こういうようなことでございまして、更生計画の中で場合によつては租税の徴収猶予もいたしますし、同時に債権の切り捨て額の中に入る場合もあるということでは、税目体が総体の会社更生計画の遂行のために譲るという事態が起つておるわけでございします。同じような手続はほかにも、和議手続とかあるいは会社の整理というような手続がございします。こういう会社を立て直していくという場合に、税が、税があくまでも優先するということがんばつていかどうかということでは、実は調査会でも非常に問題になつたわけですよ。ただし、現在の和議手続や会社の整理手続におきましては、担保権者というものは絶対に強い立場で、絶対に譲らないということになつておる。そんな点から、税だけが譲つて

しまつと、今おつしやいましたように、税が譲るといふ結果になると、やはりこういう制度も、将来会社立て直しのためにいろいろな優先権のある債権を一体にして考えてみて、そうして会社の更生なりあるいは個人の更生のための債権の相互の譲り合いという問題を明確に規定すべきであるならば、その場合には税も、その整理なり更生のための手続で、他の債権と同様な考え方で、その再建に努力するために一部を譲るといふことも考えていいんじゃないか。

ただ、現状では、他の債権も、また担保権も、あまりに強過ぎるというところとございまして、現在では、そこで、担保権と税とをさらに調整をして、このうち更生手続を完全にしていくなさう。現状では今のままでやむを得ないが、将来の問題としてはそうあるべきだろうというような答申が、実はこの四十四ページ以下に出ております。で、そういういわば会社の死ぬか生きるかという非常事態に、総債権者が一緒に立つて立て直しをはかるという場合に、税がやはりただ優先権だけを主張しないで、それに協力をするという事態が将来やはり出て参るのではなからうかという感じはいたしております。現在では、会社更生法の場合にそういうことが一部出て参つておる程度でございします。

○大矢正君 質権や抵当権という問題は、ある程度譲つてきておりますから、この点は、国民としても、あるいは私債権の問題としても、いいわけですから、今度は前の法律になつた、結局穴ふさぎですね、譲渡担保の問題とか、あるいは仮登記はだめである

とかいう問題ですが、私は、これはなかなか、この逆の意味でいうと、あなた方から言わせると、こういう穴があつたので国税の徴収ができなかつたんじゃないか、滞納処分ができなかつたんじゃないかという理屈はあるかもしれないけれども、やはりとられる側にしてみれば、その穴をふさがれるということは、出口がないんですから、この点では非常に僕はやはり問題点が出てくるんじゃないかという気がするんですよ。

そこで、實際的に、たとえば売り渡しの証明をつけて、そうしても譲渡担保にしてしまふということによつて、租税の滞納処分を免れるというふうな形ですね。具体的な事例ですよ。これは設例ではなくて、実例が事実どういふのがあるか、一つでもいいから、この際例をあげてもらいたいし、それからまた、もう一つは、そういうものがどの程度一年間にあるものかですね。

○説明員(吉国二郎君) この事例の問題でございしますが、御承知のように、従来は譲渡担保につきましては、手はつけられないものですから、すべて滞納処分しております。そのために実績が出て参りませんので、しよつちゆう困る困るという声はございしますが、なかなかその実例を探するのはむずかしいものでございしますから、実際に徴収職員で出合つたケースは、国庫庁ですつと収集してみたいことがあります。でございしますから、これは期間とかあるいは範囲等から申しますと正確でございしますが、そこで出てきた事例でございますが、短期間に集めた事例でも、譲渡担保のために差し押えができませんに徴収債権を失つてしまつたという事例が、百

六十五件ほど譲渡担保で出ております。その総額が二億数千万円だつたと覚えております。

中には、極端な事例でございしますと、これは長野であつた事例でございしますが、ある銀行がカメラの会社に金を貸しておりました。その契約書で、その会社が買い上げた原材料はその場で直ちに所有権の移転をなす。それから、その原材料を用いて作つた半製品、製品は、できたつど、これはすべて所有権を移転する、こういう契約になつておりましたので、差し押えに参りましたところが、全部の資産が銀行の資産だつたという状況でございします。しかし、こういうのが果して譲渡担保にしていいのかわからぬ問題がございしますが、一応譲渡担保でございします。

もつとも、その具体例は、そういういたしますと、御承知の物品税の関係で、物品税の六条四項の規定で、銀行が納税義務者になるはずだということで、銀行の方で辞退をしたということで片づいておりますが、そういう事例がかなりございします。

それから、大きな例は、あるかなり公益事業的なものでございしますが、これが源泉所得税を八千万円滞納しております。生命保険会社から融資を受けており、この関係の機械、施設、その他建物はすべて抵当に入つております。その他の機械器具すべて譲渡担保に入れてしまつて、新しく入るものも追加です。と、とんだ譲渡担保に入れるものですか、結局、行つてみると、中にその会社固有の資産というものはほとんどない。しかも会社はそのまま動いてるという事例で、これは約四千万ほどのものが徴収不足になつております。

す。その会社はどこかへ今清算して合併して、まだりつぱにやつておりますが、そういう事例がございします。

この譲渡担保では、目立つた大きなものが割合に最近出て参りまして、大型機械等を譲渡担保にするという関係から、徴収不足を生じた事例がかなり多く出ております。

○大矢正君 この財政経済広報というのを見ると、国税徴収法の改正と私債権ということについて対談しているのですが、この中に留置権の問題にからんで、自動車のいわば修理に關係してちよつと出てくるのでございします。そこで言われているのは、實際問題として、留置権というものは、かりに自動車を持ち込んだあと、いつの時期に権利が発生するのかわからないようなことで、ちよつと疑惑もあるのです。私も考えてみると、かりに持つてきた場合、持つてきただけで修理は全然してないという場合ならまた別ですけども、かりに一割でも二割でも修理を進められたとか、また五割とかあるいは八割とか、また完成したというような場合は、それはそれぞれ違つてくるのじやないかという気がするのですが、こういう場合にはどういふ判断で行われているのですか。

○説明員(吉国二郎君) 留置権につきましては、現在の民法の規定では「他人ノ物ノ占有者カ其物ニ関シテ生シタル債権ヲ有スルトキハ其債権ノ弁済ヲ受クルマテ其物ヲ留置スルコトヲ得但シ其債権力弁済期ニ在ラサルトキハ此限ニ在ラス」ということになつておりますので、自動車の修繕の場合は一種の請負業務になつております。従いまして、請負である修繕を完了いたしました

て、普通はすぐ支払いということになると思いますが、支払い期限があればその支払い期限を経過したときに、留置権が発生すると思われるべきものだと思います。

○大矢正君 議論のあるところですが、お待ちかねの方も多数ありますから、反論はいたしませんけれども、三月十五日の納期限が来て、その後かに仮登記をした、その後修正申告ももちろん納税者はしない、最終的には非常に申告が少なかったから、大幅にかりに更正決定が来た、こういう場合です。特に仮登記というのは、おそろしく税金が過重にかかってくるから、この際仮登記をしておけというような意思がなく、結果としてはそういうふうになったというような場合に、更正決定が非常に膨大であったというように納期限の三月十五日に来て、そのために私債権の持ち主がこれは劣後するというのは、非常にかわいそうじゃないかという気がするんです。法律的には、それはいろいろあなたの方でも言い分はあるでしょう。あるでしょうけれども、どうも感情的に考えてみると、私はそれは気の毒じゃないかという気がするんですが、これは私の考え方が間違いかどうか。

○説明員(吉田二郎君) 更正決定の税額でございまして……更正決定の税額が非常に多かったという場合には、その更正決定の通知を出したとき以前に仮登記をしておれば、これはその税額に対して仮登記の方が効力を持ちます。仮登記と譲渡担保につきましては、そういう意味で、今度新しくやると

いう関係で、納期前に設定したものはもうじやまをしない。納期後に設定したものは、あるいは納期後に仮登記をしたものは、いずれも税というものを意識してやっておりますから、その分は覚悟しておるであらう、今後は覚悟するであらうということ、その分だけの手をつけることにしております。この点で、質権、抵当権よりは、これらの権利の方がまだ若干強めになっておる。まあそれは最初のことでございますが、その点で配慮しております。

○大矢正君 時間もだいぶたちましたから、最後に一つだけお尋ねしておきたいのは、衆議院では何か付帯決議をこの法律につけて、特に貸金債権とそれから中小企業の下請代金について、もちろん、この法律において云々ということもこれは不可能に近いことでありまして、一般私法との関連においてこれから十二分に考慮して、できる限りいろいろものを優先するようにするべきではないかというような、そういうふうには解釈しておるんですが、付帯決議がついておるようでありますが、私はこのことはもう当然のことだと思ひますし、やはり少くともそこにおいておる者が貸金債権を持つておる場合に、働いている者の理由で、結局企業が租税を納めることができないで滞納処分その他が来ると私は思われないので、おそらく経営者の能力その他によつて、このような結果が出てくるであらうと思ひます。それからまた、もう一つは、中小企業の下請代金の場合でも、国税の場合には、これは一本でありますから、それで済みますけれども、下請代金とい

うものが劣後した場合には、当然連鎖反応が起きることは明らかです。その下請代金を結局もらつておる企業はみんな影響を受けて、みんな連鎖反応的に多くの企業がつぶれるとか、それに近いようなことが考えられるわけですね。従つて、こういう点では、やはり貸金債権や特に中小企業の下請代金については、十二分にこれから一般私法の上においても、もちろん考慮を払わなければならぬと同時に、対国税の関係においても、国税徴収の関係におきまして、私は検討しなければならぬ内容のものがあると思ひます。それで、これは一つ原さんにお答えをいただきたいと思ひますが、どうか一つ特段の考慮を——ここで付帯決議をつけませんけれども、私どもも、衆議院がつけておる付帯決議のような考え方は、心配として、疑念として税法改正以前から持つておることでありまして、たまたま税法改正がなされるから特にそのことを強調するわけですが、どうか一つそういう点については、今後私は大蔵省の誠意を信じますから、善処をいただきたい、こう思ひます。

○政府委員(原純夫君) 衆議院でつきました付帯決議は、滞納者に対して、国の税金のほか、貸金債権を持つておる労働者が、あるいは下請の中小企業がその滞納者である親企業に対して下請代金債権を持つておる、そういうものについて、この保護をはかれないとお話であります。私も今回御提案申し上げております法案の中でも、滞納者自体が持つておる貸金債権については、相当合理化をはかつたわけであり

ます。従ひまして、この滞納者の払うべき貸金債権についても精神は同じじゃないかという点は、私どもも全然同意で、この調査会の答申においてもそういう趣旨を言つておられるのです。ただ、あえてそこまでいきませんでしたのは、調査会の答申も、その問題は一

般私法の法体系全般にまたがる問題であるから、そういう角度を入れた視野で十分検討することが望ましいと言われたわけでありまして。ですから、私ども方向としてはよくわかるわけでありまして。で、関係の法務省の方にも御連絡して、将来私どもは同じ気持で御協力申し上げましようと思ひ上げたくわけでありまして。

なお、滞納者が負つておる中小企業者の下請代金、滞納者に対して中小企業が下請代金として債権を持つておるというその債権を、この税金に優先させるかどうかという問題は、これはこの話の沿革としては、下請代金債権の中から下請の労働者が貸金を持つてくるのだという気持が入つておるのですけれども、下請代金債権になりますと、ごくまあ通常の品物を売つた代金である、あるいは請負行為としてやつた代金であるということになりますから、これはもうごく一般私法秩序における通常の債権。ただし、債権者は弱いといへば弱いというものになりますから、先ほどの給与債権よりはなかなかこなしが簡単にはいかないと思ひます。しかし、お気持のほどはわかりませんから、担当の法務省にも御連絡して、十分検討するようになつておるというふうに申し上げたわけでありまして、こども私にはそういう気持であるというこゝを申し上げます。

○委員長(加藤正人君) 他に御発言もなければ、これにて両案に対する質疑は了したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。両案に対して御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。国税徴収法案、国税徴収法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を問題に供します。両案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕
○委員長(加藤正人君) 全会一致でございます。よつて両案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手續等につきましては、慣例により、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(加藤正人君) 御異議ないと認め、さう決定いたします。

午後四時十七分散会

昭和三十四年三月二十六日印刷

昭和三十四年三月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局